

平成30年

第4回東栄町議会定例会 会議録

(第3日)

平成30年12月19日(水)

平成30年第3回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 平成30年12月19日(水) 開議 午前10時00分
閉会 午後12時04分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (10名)

<u>1番 伊藤久代</u>	<u>2番 原田安生</u>
<u>3番 村本敏美</u>	<u>4番 森田昭夫</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 山本典式</u>
<u>7番 峯田明</u>	<u>8番 柴田吉夫</u>
<u>9番 伊藤紋次</u>	<u>10番 伊藤芳孝</u>

不応招議員 なし

<u>1番 伊藤久代</u>	<u>2番 原田安生</u>
<u>3番 村本敏美</u>	<u>4番 森田昭夫</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 山本典式</u>
<u>7番 峯田明</u>	<u>8番 柴田吉夫</u>
<u>9番 伊藤紋次</u>	<u>10番 伊藤芳孝</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	総務課長	内藤敏行
税務会計課長	前地忠和	振興課長	伊藤明博
地域支援課長	加藤文一	病院事務長	伊藤知幸
住民福祉課長	原田英一	経済課長	金田新也
事業課長	伊藤久司	教育課長	栗嶋賢司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川伸	書記	神谷純子
--------	------	----	------

出席議員の報告

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 議案第 6 2 号 東栄町病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例
- 日程第 3 議案第 6 3 号 東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 6 6 号 平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 5 議案第 6 7 号 平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 6 議案第 6 8 号 平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 7 議案第 6 9 号 東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 7 0 号 東栄町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7 1 号 東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 7 2 号 東栄町議会会員会条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 7 3 号 平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 1 2 議案第 7 4 号 平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 3 議案第 7 5 号 平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 4 議案第 7 6 号 平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 5 議案第 7 7 号 平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 1 6 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会

議長（伊藤芳孝君）

ただ今の出席議員数は 10 名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただ今から平成 30 年第 4 回東栄町議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、予めお手元にご配布申し上げてあるとおりでございます。

追加上程

議長（伊藤芳孝君）

ここでお諮りいたします。日程第6の次に、日程第7 議案第69号『東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について』、日程第8 議案第70号『東栄町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について』、日程第9 議案第71号『東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について』、日程第10 議案第72号『東栄町議会委員会条例の一部改正について』、日程第11 議案第73号『平成30年度東栄町一般会計補正予算（第6号）について』、日程第12 議案第74号『平成30年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について』、日程第13 議案第75号『平成30年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について』、日程第14 議案第76号『平成30年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について』、日程第15 議案第77号『平成30年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第4号）について』、日程第16 『議会運営委員会の閉会中の継続審査について』の10案件が、本日追加提案されましたので上程したいと思います。これにご異議はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、日程第7から日程第16までの10案件を追加することに決定いたしました。

委員長報告

議長（伊藤芳孝君）

日程第1、委員長報告を行います。

去る、12月10日の本会議において、各委員会に付託しました案件に対する審査結果を、各委員長に報告を求めたいと思います。

初めに『総務経済委員長』の報告をお願いします。

（「議長、8番」の声あり）

はい、総務経済委員長。

8番（柴田吉夫君）

総務経済委員会は12月10日（月）であります。本議会において議案1件を付託されました。これを受け12月13日（木）午前10時より会議室におきまして、委員全員と執行部より町長はじめ副町長、所管課長、主幹、課長補佐、係長と議会事務局長出席のもと、付託された1件について審議をいたしました。審議の経過と結果についてご報告をいたします。付託された議案は、議案第66号『東栄町一般会計補正予算（第5号）について（関係分）』、1件であります。

議案第 66 号の質疑に入りました。委員より「20 ページ 7 目企画費 19 節について詳しい説明を」との要望。担当より「地域活性化センター補助金は、各市町村が県に申請し、県から地域活性化センターに申請され、センターの審査を受け『採択』か『不採択』が決定する。今回申請した事業については、県の審査は通りましたが、地域活性化センターの審査で『不採択』となった。不採択となった理由は公表されていない」との回答であります。委員より「どのような事業計画で申請されたのか」との質問。担当より「NPO 法人『てほへ』が和太鼓を購入し小学生などにワークショップを行う。また和太鼓以外でも、地域に根差した学習を『てほへ』が行う事業である」との回答。担当より「空き家活性化支援補助金について、現在 6 件の申請があり補助金の交付が決定している。今後 2 件の申請が見込まれることから、50 万円の補正をお願いした」との回答がありました。委員より「台風 24 号により栗代の空き家活用住宅が倒木により破損被害を受け、現在もブルーシートで覆われている状況である。担当課は、家の持ち主、利用者、神社関係者等と今後のことを含めた協議をしているか」との質問があり、担当より「10 月に地元関係者、神社関係者、役場とで検討会を実施した。その後、家主さんを訪問し関係者を含め検討会を実施した。今後のことについては結論が出ていない。改修費がどのくらいかかるか現在調査中であり、地元と引き続き検討をしていきたい」との回答がありました。また委員より「台風以外で、例えば積雪による倒木で家屋が破損したような場合、持ち主に責任があると思う。今回の場合、社木、これは神社の木という意味ですが、の倒木で住宅が破損したということから神社に対して補償をお願いするというような話はしていないか」との質問。担当より「法的なこともあり、法律相談にかけている。今後どのように改修していくか関係者を含め検討しております」との回答。委員より「地域支援課は村上町長就任により、行政改革の一端として設置された住民の増加を担う課である。空き家対策で東栄町に移住された入居者は、現在町営住宅で避難生活をしておると聞いている。早い対応をしていただきたい」、担当より「早期に解決できるよう努力をする」との回答でありました。委員より「21 ページ選挙費の関連質問で、12 月広報誌配布時に選挙に関するアンケートが配布をされた。内容は立会人に関する事、投票時間に関する事等であるが、これは国の指示によるものか、町独自によるものか。アンケートの結果によっては改善される見込みがあるか」との質問。担当より「町選挙管理委員会において、投票時間短縮について検討している。今回のアンケートについては町独自で作成し実施をした。選挙管理者からも『拘束時間が長い』、『投票所が座敷のため長時間座っているのがつらい』といった意見もあり、町選挙管理委員会において改善に向けての検討判断資料にしたい旨発言がありました。来年 4 月の町長・町議選を目標に事務局で準備をしている。2 月の知事選後に調査結果を踏まえ、町選挙管理委員会に諮っていきたいと考えている」との回答。また委員より「2 月の知事選についても、県選挙管理委員会が投票時間の繰り上げについて発表している。近隣町村でも投票時間の繰り上げをすることを発表した。アンケートは町選挙管理委員会と協議して進めると理解するが、4 月の統一選挙にも標準を合わせていくということか」との確認。担当より「アンケート実施について町選挙管理委員会には報告をしている。来年 4 月の統一地方選挙からということと動いており、最終的には町選挙管理委員会で判断をさせていただきます」との回答。

次に、第 5 款・農林水産業費、第 6 款・商工費、第 7 款・土木費、第 8 款消防費、第 10

款・災害復旧費、27 ページから 31 ページまでと 37 ページについて質疑に入りました。委員より「10 日の定例会初日に 7 款 2 項 2 目、交通安全対策費について説明願いたい旨の要望していたので説明願いたい」との要望。担当より「指摘された交通安全対策費については、国道 151 号三輪地内長泉院前のカーブの部分の安全対策工事である。三遠南信自動車道の三遠道路 3 号トンネル工事に伴い、深谷への工事車両の出入りが増加しており、見通しの悪いカーブは町道の出入りも危険なため視距改良を県の方へ要望していたが、再度県当局に相談したところ、立木の伐採は出来ないとの回答であった。三遠南信自動車道の工事車両の影響も大きいことから国交省へ相談をした。回答は、立木の伐採については実施するが伐採の際の交通規制・建物についての撤去までは出来ないという回答であり、この機会に町で建物の撤去を行い、視距を確保し交通の安全が図れるよう計画し補正予算をお願いした。なお、県においてはカーブの現状を確認し、前後の改良のため、調査測量設計業務を実施している」との回答。また委員より「国道であっても維持管理は県に委託しているが、県はやらないと言う。町道の出入りが危険だと言うが左右の確認は十分できる。国道の幅員は狭く大型車両のすれ違いは注意が必要であるが、国道の管理を任されている県がやるべき事業を、なぜ町がやらなければならないのか」との質問。町長より「従来より、ここは事故が多発しており、以前から県に改良の要望をしていた。今回、三遠南信自動車道工事に伴い大型車両が相当数入っており、交通誘導員もいるが双方から車両が出入りする中で、委員は左右確認できる状況であると判断されているが、私はそういうふうには思っていない。地元の要望もあり、今回地主さんから立木伐採について承諾いただけたので、三遠南信自動車道工事に伴い大型車両が相当数入っていることも事実であり、国交省へ相談したところ立木伐採は国においてできる状況となったので残る諸費用について補正予算をした」との回答。委員より「国道の管理は国から委託された県である。県が今後改良するので今はやらないと言っるのであれば、その工事を町がやるということは筋違いではないか。町道で路面等が傷つき補修が必要な箇所はたくさんある。こうしたことを棚上げにしておき、管轄外の道路改良を実施する判断基準を示してほしい」との質問。町長より「交通の安全確保、三遠南信自動車道工事に支障となる状況で国が判断し施行するもので、前方が見渡せる状況になるし今の時期しかないと思っている。町道関係については、支障になるところについては国交省とともに協議をしておき、現場の状況を確認しながら補修していきたい」との回答。委員より「事故が起きた時、原因が道路にあった場合は、道路管理者が責任を取らなければならない。本事案は県管理の道路まで手を出し地元の期待に応えるということは、町民のお金の使い方に判断誤りがあるということを指摘しておく」という意見がありました。また町長より「そういった意見があるということは承っておく」との回答。また委員より「27 ページ、有害鳥獣駆除委託料について 172 万円の県費補助金が決定し、一般財源合わせて 357 万 9 千円と大きな増額になっている。現在のサル・イノシシ・シカの駆除実績について」質問がありました。担当より「11 月末に集計をした結果、イノシシの成獣 103 頭、幼獣 39 頭。シカの成獣 192 頭、幼獣 22 頭。サル成獣 13 頭、幼獣 4 頭である」との回答。また委員より「前年対比は低くなっておるが、本補正で年度末まで大丈夫か」との質問。担当より「昨年同様、若干増えることを見込み補正をした。現時点で推移すれば予算内で収まる。相手が動物であり的確な見込みが取れないためその時々判断する」との回答。また委員より「31 ページ無線管理費の個別受信機購入

について、当初予算には未計上であったが内訳について」の質問。担当より「受信機 10 台、1 台 2 万 4,500 円。スピーカー 3 台、1 台 5,000 円で、金額は税抜きで見積もっている」との回答。また委員より「受信機は前年度に購入している。受信機は個人個人が持つものか」との質問。担当より「個人の住宅に付けるものである」との回答。委員より「受信機の更新と理解すれば良いか」、担当より「長期使用による不具合、故障等により取り替えている」との回答。

以上で、歳出を終わり、「歳入」全般については補正予算説明書 3 ページから 19 ページまで質疑に入りました。委員より「3 ページ、2 目法人税割の 238 万 5 千円の減額は率からするとかなり減っているが原因は」との質問。担当より「例年、前年度の調定額を基に予算額を見積もっているが、本年度において閉鎖した事業所があり減額の大きな要因となった」との回答。

他に質疑なく、討論に入りました。委員より「他ではないが、道路施策について町管理外の事業について一般財源を使用することは間違いであり反対する」。委員長より、本案について賛成委員の挙手を求め、賛成である旨を確認し討論を打ち切り採決に入りました。採決の結果賛成多数で、議案第 66 号『東栄町一般会計補正予算（第 5 号）について（関係分）』は、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で付託された議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会の議事進行において委員長として不適切な処理がありました。討論の際、委員より議案について「反対」の意思表示がありましたが、内容をご報告したとおりであります。他の委員に「賛成」の討論を求めず挙手により賛成であることを確認し、議事進行したことは、東栄町議会会議規則 第 50 条の規則の詳細内容から逸脱した議事進行であり、委員各位及び町長はじめ関係職員にご迷惑をおかけいたしました。陳謝すると共にお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした

以上で、総務経済委員会委員長報告を終わります。閉会は、10 時 35 分でした。

議長（伊藤芳孝君）

総務経済委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。次に、『文教福祉委員長』の報告をお願いします。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、文教福祉委員長。

5 番（加藤彰男君）

文教福祉委員会の審査結果を、会議規則第 39 条の規定により報告いたします。

本委員会には、議案第 62 号『東栄町病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例について』、議案第 63 号『東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の制定について』、

議案第 66 号『平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 5 号）について（関係分）、議案第 67 号『平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について』、議案第 68 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 3 号）について』の計 5 議案が付託されました。

12 月 14 日の委員会審査の結果、いずれの議案も全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。以下、審査において審議・答弁があった議案について、主な内容を報告いたします。

はじめに、議案第 62 号『東栄町病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例について』の質疑です。委員より「本会議で 3 町村の協議会で話し合っているのかと質問があったが、事前の話はどうなっているのか。また協議会の動きがはっきり見えてこないが、見解を伺いたい」との質問がありました。町長から「最終的には東栄町が決めるので、議案を今回上程させていただき決めていただければ、最終的に医療問題協議会にかけていく。3 月の基本構想・基本計画は、設楽町長・豊根村長・医師会・県関係者も入っている医療問題協議会で説明しており、概ね理解をいただいている。議会の議決をいただき、来年 4 月 1 日からは有床診療と決まれば早期に協議会で話をしたい。県とは事前協議をしており、新城保健所長を含め県医療局にも伝えている」との回答でした。住民福祉課長から「医療問題協議会は地方自治法の法定協議会ではなく、任意の協議会であり規約を作り目的なども明文化している。規約のコピーを議会最終日に提出したい」との回答でした。なお担当課より、本日配布させていただいております。

次に議案第 63 号『東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の制定について』の質疑です。委員より「医療センターは今後の医療センター建設を踏まえた診療所の名称と考えるが、説明を求めたい」との質問がありました。病院事務長より「医療センターは、これまでの地域包括ケア推進協議会などの構想や計画でも仮称として使ってきた。建設される 3 年後には医療の中心になる施設で、そういう意味も踏まえている」との回答でした。町長より「これまで施設整備の協議会をやりながら基本構想・基本計画の段階でも仮称ではあったが医療センターとして名称の検討もしており、同時に医療センターの名称で住民にも説明をしてきた。診療所は 19 床以下の規模であり、20 床が病院となるだけで、名称は問題ないと考えている。北設医療センターという意見もあったが、今まで東栄病院としてきたので、東栄町にある医療センターという意味の名称で今回上程している」との回答でした。委員より「東栄診療所という名前がわかりやすすくないか、医療センターが良くないとは思わないが、住民に周知、わかりやすい方法も考えてもらいたい」との質問がありました。町長から「議案第 3 条にあるように病院と何ら変わらない診療科目を残しており、透析も今までどおりである。今回は有床診療所になるが、将来の無床診療所の目標は 33 年 10 月なので、1 月からの地域の懇談会に出していきたい。区長会も今月末にあり、委員の指摘のように住民に再度説明をしていきたい」との回答でした。委員より「今回の議案に関連して、その他にも一部改正が必要な条件や規則等があるかと思うが、次にも一部改正があるのか。今後については無床診療所として組織・人員・財政などのあり方を充分協議検討し、拙速な提案ではなく余裕をもった提案を求めていきたい」との質問がありました。病院事務長から「病院の設置条例を廃止し、診療所の設置条例を定めたところであり、関係条例は 3 月に向けて改正していきたい」との回答でした。議長より「例えば、町民が

今日は医療センターに行くとか福祉センターに行ってくるという話になった時に同じ建物の中にあるのに呼び方を変えなくてはならない。何か一言で済むといいのではないかとも思う」との発言がありました。委員長より「条例上の名称の東栄町医療センターと議案第2条の東栄医療センターという部分の整合性はよろしいか」との確認がありました。病院事務長から「条例としては、条例の名称と条文中に名称として定めた東栄医療センターとは区切れるので問題ない」との説明でした。

続いて、議案第66号『平成30年度東栄町一般会計補正予算（第5号）について（関係分）』の質疑です。委員より「23ページの障害者福祉費の扶助費、障害者自立支援給付費998万1千円を説明願いたい」との質問がありました。社会福祉係長から「扶助費の障害者の手当支援費の対象1・2級を受けた人が6名増加し、現在74名のため不足分を補正している。障害者自立支援給付費は、1つはヘルパーの利用者が1名増えたこと。2つ目は施設入所者の障害区分が重度化した人が2名おり、施設入所費と生活介護が増えたこと。3つ目は本年度、報酬単価の見直しがあり、就労支援や計画相談等の費用が増加していること。4つ目はグループホームの利用も2名増えたことなどにより、全体的に給付費が増加している」との回答でした。委員より「障害の等級の認定の手続きはどこでされているのか」との質問がありました。社会福祉係長から「3年に1度区分認定があり、介護保険と同じ広域連合の審査を受け、1級から6級までの等級に区分認定される。今回は4級の人が5級、5級の人が6級に増えている状況である」との回答でした。委員より「老人福祉費の扶助費・老人保護措置費の2名は、介護保険が広域連合に移行したこととの関係か」との質問がありました。住民福祉課長から「老人福祉費は養護老人ホームであり、介護保険の施設ではなく老人福祉法の措置である。3月末に2名を措置しており、予算に間に合わなくて今回補正をお願いした」との回答でした。委員より「老人福祉費の食の自立支援事業委託料の説明を願いたい」との質問がありました。住民福祉課長から「今回の食の自立支援事業が増加し、25ページの包括的支援事業が逆に減額している。予算説明書の25ページは広域連合の事業として配食サービスを該当の方に配食をするもの、それ以外の町独自で福祉事業として配達する事業となっている。食の自立支援事業は、広域連合発足当初は広域連合が一律に高齢者等の認定者の数に応じた率で配食サービスの額と件数を決めてきたので、それに合わせて町独自の事業のうち、対象になる部分を広域連合にもっていき当初予算を組んできた。実際は初年度の配分は、町独自の人が多く、介護保険の広域連合の対象者になる人が少なかった。そのため、食に自立支援が増えて介護対象の配食が減ったため補正予算として組み替えた」との回答でした。委員より「エアコン設置は相当の金額になるが、充分精査をしているか」との質問がありました。学校教育係長から「エアコンは小学校8台、中学校4台の設置を予定している。電源工事や配管・配線工事などの工事費用も大きく、当初はメーカーの見積もりも取ったが高額なため、改めて地元業者も含め2業者から見積りを取り内容を精査し補正予算としてあげている」との回答でした。委員より「関連して、新保育園は全館エアコン設置なのか」との質問がありました。社会福祉係長から「保育室の各部屋にエアコンを設置し、職員室、お遊戯室もついており、床暖房も設置している」との回答でした。委員より「関連して、小中学校の調理場はどうなっているか」との質問がありました。学校教育係長から「学校共同調理場は冷暖房が入っている」との回答でした。議長より「学校行事で子どもの体調不良も一部あったようだが、

エアコンの運用面での温度管理や子どもたちの体調管理についてどのように考えているか。体が一番大事であり、丈夫な子どもたちをつくってもらいたい」との質問がありました。教育長から「担任が朝一番その日の子どもの状況を把握することからスタートし、併せて保護者からも子どもの健康状態の連絡を受けるようにしている。そのように配慮しながら対応するのが原則である。学校長も留意しているが、学校の教育活動を縮小させてしまわないように、充分子どもの様子に注意しながら、教育活動を行うように共通の理解を持って指導にあたっている。エアコン設置後は、教室や廊下の温度を適時確認し、エアコン稼働の基準温度などのルールを作って対応していくことになる。冷房・暖房ともに同様な措置をとっていく」との回答でした。

なお「その他」として、病院事務長より「本会議で森田議員から資料請求があった東栄医療センター関連の件について、所管の本委員会にも資料提出したいと準備していた。しかしもう少し精査したいので議会最終日の提出・説明になるということでご了解を願いたい」旨の発言があり、これを了承しました。

以上で文教福祉委員会の審査報告を終わり、続いて文教福祉委員会・協議会の報告を致します。文教福祉委員会・協議会では、送付されました2件の陳情書について協議を行いました。1つ目です。国に対して「放課後児童支援員等の処遇改善事業に係る事務等の簡素化を求める意見書」の提出を求める陳情書。2つ目です。国に対して「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情書です。協議会では、協議の結果いずれの陳情書も「議長預かり」とすることを全会一致で確認しましたので報告いたします。

以上で文教福祉委員会の審査報告及び文教福祉委員会・協議会の報告を終わります。

議長（伊藤芳孝君）

文教福祉委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

質疑を打ち切ります。以上で、各委員会の委員長報告を終わります。

議案第 62 号

議長（伊藤芳孝君）

次に日程第2、議案第62号『東栄町病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例について』の件を議題といたします。議案第62号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、6番」の声あり）

反対ですか。

（「反対です」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、それではまず原案に反対者の発言を許します。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（山本典式君）

反対討論をいたします。町は無床診療所とするためには住民の不安解消が必要と説明しながらも、自らが提案した高齢者住宅建設に向けての計画をここに来て断念。その代わりとして在宅医療の強化を取り上げているが、このことは当然であり、むしろ診療所とした場合の医師等の確保の見通しが立っていないとする町の答弁の方が懸念すべき問題だと考える。このような状況にありながら、約13億円にのぼる医療センター等の建設規模をはじめ、職員の適正な配置など再検討することもなく、中身を伴わない建設スケジュールありきの進め方に終始する町の姿勢に先々大きな損害を被る恐れのあることを指摘し、反対討論とします。

議長（伊藤芳孝君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

本案につきまして賛成する立場で討論をいたします。今回の東栄病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例について、また関連した中で当然次の医療センターの設置に関する条例についても、一連のものと考えますが、平成33年の10月に無床診療所は開設すると。まさしく医療と保健を一体化させて長年の東栄町の住民の皆さんの期待であった福祉が増進する、この一連のプロセスです。先ほど報告しましたように、付託されました文教福祉委員会の審査の中においてもさまざまな検討はされ、また町長からは今後地域での説明、そして区長会等含めて行っていく。さらに委員会でも指摘があったように丁寧な説明を行っていくということがされています。今後の財政状況等含めてそれぞれ検討する部分もありますが、33年度まさしく東栄病院が新たな地域の医療福祉の中核として発足してく、そのプロセスとしてこの条例は必要なものであり、私は賛成いたします。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

はい、他に討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第 62 号の件を挙手により採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手 8名)

議長（伊藤芳孝君）

はい、挙手多数であります。よって議案第 62 号『東栄町病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例について』の件は、原案のとおり可決されました。

議案第 63 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 3、議案案第 63 号『東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の制定について』の件を議題といたします。本会議初日に 4 番議員からの資料提出について、東栄病院事務長より説明をお願いします。

(「議長、病院事務長」の声あり)

はい、病院事務長。

病院事務長（伊藤知幸君）

それでは、12 月 10 日の議会本会議におきまして、東栄町医療センター設置及び管理に関する条例の制定についての提案時に森田議員さんから要望のありました、東栄医療センターという名称にした理由と、平成 31 年度に有床診療所化した場合の外来診療科ごとの患者数見込みと必要な職員数、それから診療収入の見込みを示してほしいという要望につきましてご回答させていただきたいと思っております。まず「東栄医療センター」という名称にした理由につきましては、東栄診療所という形にしても良かった訳ではありますが、東栄病院には付属下川診療所があり、東栄診療所の付属診療所とする事が名称的になじまないこと。また、住民からのイメージ的にも診療所とするよりも医療センターとする方が規模が急激に小さくなったように聞き取れ、不安を募るイメージがあるのではないかとということ。31 年 4 月に診療所化しても、建物も外来診療科も変ることはございません。また、北部医療圏域内の医療機関や市町村・北設楽郡医師会に対しましても、町内の地区懇談会や地域包括ケア推進協議会などの会議においても仮称ではありましたが、「東栄医療センター」という名称で知れ渡っているということもあり、東栄医療センターとすることが適切ではないかということで、執行部で協議の結果「東栄医療センター」という名称にしたものでございます。

平成 31 年 4 月から有床診療所化した場合の患者見込み数につきましては、お手元にご

配布させていただきました資料の4枚目をお開きいただきたいと思いますけども、「医科別外来患者推計」というものがございます。ここに積算させていただきましたが、現在の9月までの患者数をもとに、平成30年度の患者数を積算しまして、下の注釈にございますような積算内容に基づいて平成31年度の見込みの患者数を積算させていただいております。科別は内科、整形外科、耳鼻科、透析、精神科、循環器科、眼科という形でございます。

次に必要な職員数につきまして、また1枚目のところに戻っていただきたいと思いますけれども、1番最初のページです。東栄医療センター平成31年4月1日以降の診療予定というふうに書かれた資料でございます。これは、議会の中でもご説明させていただきました、常勤医師3名という見込みが可能性としては高いのではないかという話をさせていただきましたが、一応常勤医師3名勤務ということで可能な内容を想定させていただきました、実施可能な診療を見込みまして、それに配置する職員、これは看護師の状況ということでございますが、それを示しております。赤字で示したものが看護師の数値ということでありまして、診療の曜日については変更する場合も考えられますけども、一応こういう形で可能な診療ということで作成をさせていただきました。病床数が有床診療所ということで、19床ということで入院の夜勤1名、外来当直1名という看護師2人体制を基本として考えておりまして、ドクターはオンコールという体制ですので病院に当直することなく待機というような形になります。夜勤可能な看護師は、夜勤と当直ですね、可能な看護師を今の看護師の数値を確認したところが13名在籍しておりまして、1人あたり夜勤・当直をやりますと平均回数としては4.8回という形になりまして、回数4.8回できない方もいますので、多い方ですと6回、7回という形もあると思いますが、そういう形で基本的には部署を区分しない形でやっていきたいということで考えております。日勤帯の看護師は今7名在籍しております。この体制で行けば、外来看護師は必要外来看護師計というような数値になります。その中で体制を作っていくということで、必要外来看護師は1番下の段にございますが、一応曜日的には6名必要になってくるということで、金曜日については7名、1人多くなりますけども一応こういう形で考えさせていただきました。それから1枚めくっていただきますと、看護師以外の職種の必要数ということでございますけれども、医療技術職、それから介護職、事務職、保清等につきましては、診療科ごとに配置するというのではなく、必要な業務に合わせて配置するという形で考えておりまして、一応人数的にはここに示させていただいた数値が最低必要な数値かなということでお示しをさせていただきました。

最後に、診療収入の見込みということでございますけども、診療収入につきましては現行の実績の収入は把握してございますけども、今後の有床診療所の診療体制、職員の配置、特に勤務医師の状況等の内容によって、かなり変わってくるのではないかと考えられますので、今の段階では予測することが大変難しいということで、まだ積算が出来ておりません。今後診療体制、職員配置等が決まりましたら、お示しできるよう研究・検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（伊藤芳孝君）

はい、説明が終わりました。議案第63号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「はい」の声あり)

反対ですか。

(「反対です」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、それではまず原案に反対者の発言を許します。

(「議長、4番」の声あり)

はい、4番。

4番 (森田昭夫君)

この医療センター設置及び管理に関する条例の制定について反対をいたします。ただいま事務長から説明をいただきましたが、まず開会日にお願いした資料が最終日の今になって提出されるというのは、まず中身を精査する時間がない、読み切れていません。しかも医療センターという名前は言ってみれば内容は変わらないのに、今言った理由は附属診療所があるからだとかイメージが悪くなるというようなものです。せっかく診療所に変えていくなら例えば下川診療所を附属診療所下川診療所、あるいは三輪の病院を三輪診療所だとか、あるいは東栄診療所とかそういう名前を変えれば簡単なことであって、医療センターとは何をするものか全く見えてきません。しかも今までその医療センターの話を郡の協議会などで話してきたというものでありますが、郡が決めるものではなくて東栄町が設置するものであるなら東栄町が決めるべきもの、考えるべきもので、その内容すらはっきりしていないのに何をするのかわからない医療センターという名称を使うのは、あまりにも不本意であるのではないかなと思います。しかもこの医療センターと称するものの、今事務長から説明があったように、職員の規模もどれだけの収入があるかも分からない、検討もつかないと。こんな分からない、検討もつかないようなものを設置するなんていう条例に、とても賛成することはできませんので反対をします。

議長 (伊藤芳孝君)

はい、次に原案に賛成者の発言を許します。

(「議長、5番」の声あり)

はい、5番。

5番 (加藤彰男君)

63号につきまして賛成する立場で討論いたします。先ほどの賛成討論でも言いましたけども、33年の10月に診療所ということで新たな診療所をつくっていくということですけども、法制度的には診療所になるわけですけども、今説明ありましたし、また委員会でも審査等の

中でもありましたように、この医療センターという名称の中でこの条例にありますように、診療科の方の科目の方も旧科で構成していくと。なるべく病院であったころと変わらないレベルとして医療体制を保障していきたいという説明であり、そのような執行部の思いがあるというふうに思います。名称等につきましては委員会でも論議がありました。この医療センターとい名称が実態としては診療所というふうになるわけですが、住民のみなさんにより安全安心して、今後も健康維持に大きく寄与するためにこの医療機能を高めていく、後退させないと、そういう思いというふうに理解いたします。なかなか医師体制含め、またその中には従来あったこれまでのすぎのきの里、やまゆり荘等含めた対応、そしてへき地巡回等も含めて地域にどうやって貢献していくのかそれぞれの課題がありますし、また財政のこともあります。その辺も含めながらこの医療センターの内率を高めていく。より住民の皆さんに高い医療福祉を提供していくということを期待しながら、この条例につきましては賛成いたします。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

はい、他に討論はございませんか。

（「議長、6番」の声あり）

はい、反対ですね。

（「はい、反対」の声あり）

はい、6番。

6番（山本典式君）

63号につきまして反対討論いたします。議案62号と63号は病院から診療所への転換に伴う条例ということで、理由につきましては議案第62号と同様の理由であります。以上で反対します。

議長（伊藤芳孝君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、9番」の声あり）

はい、9番。

9番（伊藤紋次君）

病院の有床診療所の設置に関する議案につきまして、賛成の立場から発言をさせていただきます。病院を廃止し診療所化することにつきましては、今年の3月、東栄町地域医療包括ケア推進計画と並行して東栄町医療センター、仮称でございましたが、施設整備・基本構想・基本計画等が確定されて、4月からは病院が公設民営から公設公営となり稼働しました。今、今議案も計画に基づき東栄町の医療を再構築し、確保するために病院から有床診療所への段階的に縮小していくという法的なプロセスでありますので、賛成の意を表すものでございます。計画の内容につきましては、数回にわたります議会全員協議会、文教福祉委員会、また文教福祉委員会の閉会中の審査等、また議員によります勉強会、大石先生をお招きしての医療センター等整備研修会等におきまして、報告、意見交換、議論等を重ねてまいりました。

執行部はその都度、できる限りの方針あるいは計画の変更の報告、情報提供、情報説明をされていると思います。報告の内容は経営計画、人材確保、入院代替施設等の不確定要素が非常に多い中、納得のいく説明まで至らなかったことは否めませんが、努力は評価したいと思います。今回の有床診療所化するために制定するものですが、この次には無床診療所化するための改正案が提出されることと思います。これも先程の文教福祉員会等の報告でもありましたように、その際には組織、人員、財政、運営等々、今後の在り方を十分検討協議を重ね、議論説明を尽くして提出いただくことを要望して賛成討論といたします。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

はい、他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第 63 号の件を挙手により採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手 8名）

議長（伊藤芳孝君）

はい、挙手多数であります。よって、議案第 63 号『東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の制定について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 66 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 4、議案第 66 号『平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 5 号）について』の件を議題といたします。議案第 66 号の質疑に入ります。はじめに、補正予算説明書の「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 20 ページから 37 ページになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

次に「歳入」全般についての質疑をお願いします。補正予算説明書 3 ページから 19 ページになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。反対ですか。

（「反対です」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、まず原案に反対者の発言を許します。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

4番（森田昭夫君）

町民の皆様のお金を使って事業を執行するにはしっかりと倫理と規範が必要です。そのために法律や規則等で公金の執行には細かな規則・細則があります。

今回提案された補正予算の道路橋梁維持費の工事請負費 2,270 千円の執行部の説明は国道と町道の交差点であり、町道と国道の見通しを確保し交通の安全を図りたい、また三遠南信道工事のダンプカーも多く通過し、危険なため交通誘導員を配置しているというものでした。しかしこの説明には全く論理がなく、国道の外カーブの頂点に町道が接続しており、左右には数十メートル先まで見通すことができ、直角の交差点よりさらに見通しは良くなっています。また、危険なため交通誘導員を配置しているのは、この交差点よりさらに数十メートル離れた道路幅がなく大型自動車に対面通行できないところに配置しており、交差点は危険と判断していないよう配置されていません。町道との交差点が危険であるという執行部の説明は無理があります。また工事車両が多く通過するため危険と判断した場合、その工事の事業者が交通誘導員を配置しなければなりませんし、配置されない場合は事業者に対し、交通の安全を図るよう指導、勧告、要望などをするのがルールです。

今回提案された立木の伐採と建物の解体、代替倉庫の設置等によって見通しが改善できるのは国道のみであり、国道の管理者である愛知県が事業を施行するのが本来です。国土交通省が立木を伐採するからと言って後の経費を東栄町が負担しなければならない理由は全くありません。県にも話をしたが今後の計画もあり、いますぐに工事を行わないという回答であったということでしたが、危険で急を要する事案ではないという判断をしていることにもなります。その箇所をなぜ道路管理者でない東栄町が負担をして立木の伐採の経費、倉庫の解体と倉庫の移転設置をしなければならないか納得できるものではありません。またやむを得ず公費を支払、移転する場合は、移転補償費であるはずで、公費で個人の所有分を建築することは、国でも県でも私の知りえる限り、行っておらず論外です。

この道路が仮に見通しが悪く道路管理者の損害賠償責任が発生するとすれば国道 151 号の管理者しか考えられませんが、通常の事故なら前方不注意になる可能性が高いと思います。東栄町が管理する道路には路面に穴が開いており、オートバイや自動車が転倒、最悪の場合死亡事故が発生し、あるいは落石や道路の崩落などで賠償責任を問われる恐れがあ

るところは何カ所もあります。そういった箇所の補修や改良をせず、責任のない工事の予算執行した場合、誠に残念ですが町民の皆様の大事な財産の審議を付託された1議員として行政訴訟を起こし、損害賠償を請求せざるを得ません。また、この案件に賛成し予算案が可決した場合、賛成した議員も損害賠償の対象になる可能性がありますので、賛否の記録は性格に記録しておいていただきたいと思います。この予算案には1日も早く予算成立したい案件も含まれているからと思われる議員もいらっしゃるかもしれませんが、議会を開会するいとまがない緊急を要する案件は、町長の専決または予備費流用という手続きがありますし、今期何度も緊急に臨時議会を開催して予算案を成立させています。年内に臨時議会を開催することも可能です。さらに一言付け加えれば、いまから議会をいったん休憩し、予算案を訂正することも可能です。

以上、町民の大事な財産である公金の使い方の倫理、規範にたくさんの問題を抱えていますので、当初予算案に反対をします。

議長（伊藤芳孝君）

今4番議員、訴訟の話をされましたね。それではここで暫時休憩といたします。町長と議運の委員長、それから4番議員、議会事務局の方へお願いします。

議長（伊藤芳孝君）

ただいま反対討論の方から訴訟というような話も出ましたので、その件について話をさせてもらいましたが、予算が通っても執行段階までに町長の方が関係機関といろいろ確認をして進めたいというようなことで、そういうことでよろしいですね、町長。

町長（村上孝治君）

いいです。

議長（伊藤芳孝君）

はい、それではよろしいですか。

（「賛成討論は」の声あり）

はい、賛成討論入りますが。

それでは、賛成討論をお願いします。

（「議長、8番」の声あり）

はい、8番。

8番（柴田吉夫君）

本案について賛成の立場で討論させていただきたいと思います。現在7款2項2目の交通安全に対する工事箇所ではありますが、これは国道151号沿いで管理者は国であり、国から委託されている愛知県であります。しかしながらご承知のように三遠南信自動車道の三遠道路3号トンネルが工事着手をしており、現在大型の工事車両の通行が激しくなってお

ります。県におかれましては、改良のため調査測量設計に着手されておるようですが、現状に鑑み国土交通省が支障となる立木を伐採して下さるということで、これは一般車両、あるいは工事関係車両含め、あらゆる面で安全、安心、利便性が確保できると思います。残る諸費用について町が負担をすることについては、町長はじめ職員が総合的に検討された上での補正予算計上であるというふうに理解をいたします。ただいま議長より町長に確認をしていただきましたが、そういう確認を執行部側が施行着手までにしていただくということは、当然のことであろうかなと思いますが、そういうことも理解したうえで本案について賛成をいたします。

議長（伊藤芳孝君）

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第 66 号の件を挙手により採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手 9名）

議長（伊藤芳孝君）

はい、挙手多数であります。よって議案第 66 号『平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 5 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 67 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 5、議案案第 67 号『平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について』の件を議題といたします。歳入歳出全般について質疑をお願いします。質疑はございませんか。議案第 67 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 67 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 67 号『平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）』についての件は原案のとおり可決されました。

議案第 68 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 6、議案第 68 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 3 号）について』の件を議題といたします。議案第 68 号に質疑に入ります。東栄病院事業特別会計補正予算説明書の「資本的収入及び支出」全般についてお願いします。補正予算説明書 7 ページになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 68 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決する事にご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 68 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 3 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第 69～71 号

議長（伊藤芳孝君）

これより本日上程されました議案の審議に入ります。ここでお諮りします。日程第7 議案第69号『東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について』、日程第8 議案第70号『東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費等に関する条例の一部改正について』、日程第9 議案第71号『東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について』、以上3案件を一括して議題と致したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

議案69号、70号についての一括については賛成ですけども、71号については分割して審議をお願いしたい。

議長（伊藤芳孝君）

説明は一括ですが、1つずつやらせてもらいます。

はい、それではご異議なしと認めます。よって議案第69号から議案第71号までを一括議題といたします。3案件に対する執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

それではご説明いたします。今回の改正は、平成30年度人事院勧告による給料月額、期末手当等の見直しを行うことに伴い、改正となります。最終日に条例させていただきました。

最初に議案第69号 東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について。東栄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年12月19日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。それでは新旧対照表をご覧くださいと思います。1条関係の改正でございます。医療職給料表（1）の医師の初任給調整手当第11条の改正でございますが、400円増額の368,800円となり、17条の医師の宿日直手当につきましては、4,200円が4,400円に退庁時から引き続き行われる宿直勤務にあっては6,300円が6,600円に、常直的な勤務が命ぜられた職員にはその勤務に対して手当21,000円を22,000円と定めるものがございます。

続いて21条でございますが、今回の人事院勧告では昨年8月から本年7月までの1年間における民間との支給割合との均衡を図るため、期末・勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、4.45月分といたします。12月期の勤勉手当に配分するため21条2項1号の新旧対照表では、6月支給分を「6月に支給する場合には」の文言を追加し、100分の90とし、12月支給分を100分の90から100分の95に改正し、調整するものでございます。21条2項2号では、再任用職員にかかる勤勉手当で同じく12月支給分に配分するため「6月

に支給する場合には」の文言を追加し、支給割合を100分の42.5とし、12月支給分を100分の47.5とするものでございます。

続きまして2条関係でございます。2条関係の改正ですが期末手当関連でございます。20条第2項は、平成31年4月1日以降施行されるものであり、改正前では6月支給が100分の122.5と12月支給が100分の137.5を乗じて得た額としていたものが、6月、12月とも100分の130とする改正であります。続きまして第3項では、これは再任用職員に対する上程で、同じく31年4月1日以降施行するものであります。6月と12月支給分をそれぞれ100分の72.5とする改正でございます。21条勤勉手当でございますが、21条2項1号では、改正前は6月支給分が100分の90、12月支給分が100分の95であったものが、改正後はそれぞれ100分の92.5とする改正でございます。2号では再任用職員の勤勉手当の改正であり、6月支給分が100分の42.5で12月支給分が100分の47.5をそれぞれ100分の45とする改正でございます。

附則でございます。第1項 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。第2項 第1条の規定における改正後の東栄町職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から運用する。第3項 改正後の給与条例の規定を適用場合には、第1条の規定による改正前の東栄町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとする。第4項 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要事項は、町長が規則で定める。

提案理由、この案を提出するのは、平成30年度人事院勧告に基づき、給与月額及び初任給調整手当、宿日直手当、期末手当並びに勤勉手当の見直しを行うとともに、所要の改正をする必要があるからである。

続きまして、議案第70号になります。議案第70号 東栄町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。東栄町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年12月19日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。これも人事院勧告に伴いましての条例改正でございます。新旧対照表をご覧ください。第1条関係が出ております。第1条ですが、第4条の期末手当の改正でございます。文書の真ん中あたり、改正前の第20条第2項中100分の172.5を100分の177.5とする率の改正でございます。

続きまして2条の改正でございますが、こちらも同様の率の改正であり、改正前100分の122.5とあるのは100分の157.5と100分の137.5とあるのは100分の177.5を改正後は、100分の130とあるのは100分の167.5とする改正するものでございます。

附則です。第1項 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。第2項 第1条の規定による改正後の東栄町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は平成30年12月1日から適用する。第3項 改正の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東栄町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正の条例の規定による期末手当の内払いとみな

す。

提案理由、この案を提出するのは、平成 30 年度人事院勧告に基づき、町の常勤特別職の期末手当見直しに伴う改正をする必要があるからである。

続きまして、議案第 71 号でございます。議案第 71 号 東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 30 年 12 月 19 日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例。それでは新旧対照表によりご説明させていただきます。1 条関係でございますが、こちらにも人事院勧告に伴う改正でございます。第 6 条の期末手当でございますが、一番下の行のところに改正前の 100 分の 172.5 を 100 分の 177.5 とする率の改正でございます。次に 1 枚はねていただきまして、2 条関係でございます。こちらにも率の改正でございます。第 6 条改正前、下から 2 行目になりますが、第 20 条第 2 項中 100 分の 122.5 を 100 分の 130 に、100 分の 157.5 と 100 分の 137.5 とあるのは 100 分の 177.5 を改正後は、100 分の 167.5 と改正するものでございます。

附則、第 1 項 この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。第 2 項 第 1 条の規定による改正後の東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。

提案理由、この案を提案するのは、平成 30 年度人事院勧告に基づき、東栄町議会議員の期末手当見直しに伴う改正をする必要があるからである。以上でございます。

議長（伊藤芳孝君）

各議案に対する説明が終わりました。これより質疑に入ります。

日程第 7、議案第 69 号『東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について』の質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 69 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 69 号『東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

議長（伊藤芳孝君）

次に日程第 8、議案第 70 号『東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について』を議題といたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより議案第 70 号『東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について』の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 70 号『東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について』の件は、可決されました。

議長（伊藤芳孝君）

次に日程第 9、議案第 71 号『東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について』を議題といたします。質疑はございませんか。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

確認ですけれども、これに伴ういわゆる歳出上の変化というのはどういう形になるのでしょうか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

給与面で歳出の方で議会費といたしまして、手当等議員の期末手当 141 千円増加いたします。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

よろしいですか。他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

反対討論をいたします。先ほど確認しましたように金額としましては 14 万円というふうになりますけども、この間議論してきましたように、今回の補正予算の中に新たに町債として 4,400 万円近く行いながら保育園建設やエアコン設置、それから災害復旧等を進めていく。この私達の町政において大変財政の問題は重要な問題となっています。職員の皆さんにつきましては、ラスパイレス指数が大変他の自治体と比べて低いと、90 前後と。この点については、やはり是正すべき点がありますから当然だと思いますし、また特別職については減額条例を設けています。私たち議員としてもこの部分について町民のみなさんにどういう形で財政を考えていくのかということを姿勢に示していく、模範を示していくという点考えたとき、この人事院勧告がありますけども今回については私は反対をいたします。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

はい、次に原案について賛成者の発言を許します。

（「議長、9番」の声あり）

はい、9番。

9番（伊藤紋次君）

この案に賛成の立場から発言をさせていただきます。この改正は提案理由にもありますように人事院勧告に基づくものでありますので、人事院勧告の趣旨を理解して議員の調査・研究活動に資するものと代えられますので、人勧どおり改正すべきものと思います。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

はい、他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第 71 号の件を挙手により採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手：9名）

議長（伊藤芳孝君）

はい、挙手多数であります。よって議案第 71 号『東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 72 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 10、議案第 72 号『東栄町議会委員会条例の一部改正について』の件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

（「議長、8番」の声あり）

はい、8番 議会運営委員長。

8番（柴田吉夫君）

議案第 72 号 東栄町議会委員会条例の一部改正について。東栄町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 30 年 12 月 19 日提出、提出者 東栄町議会議員 柴田吉夫、賛成者 東栄町議会議員 加藤彰男。

東栄町議会委員会条例の一部を改正する条例。東栄町議会委員会条例（昭和 46 年東栄町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。第 2 条中「5 人」を「7 人」に改める。第 5 条中第 3 項を第 5 項とし、第 2 項を第 4 項とし、同項の前に次の一考を加える。3 として、常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前 30 日前に行うことができる。第 5 条中第 1 項を第 2 項とし、第 1 項として次の 1 項を加える。議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。裏面、新旧対照表のとおりであります。

附則、この条例は、平成 31 年 1 月 1 日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

提案理由、この案を提出するのは、平成 31 年 1 月 1 日以後初めてその期日を告示される一般選挙から議員定数 8 人になるため、常任委員会の定数を変更する必要があるからである。以上のとおりであります。

なお、本条例の一部改正に至るまでの経過につきましては、議会事務局長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

議長（伊藤芳孝君）

それでは、条例改正に至るまでの経緯について、事務局長に説明させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議長事務局長（長谷川伸君）

それでは、事務局より東栄町議会委員会条例の一部改正の提出に至るまでの経緯について説明いたします。平成 29 年 9 月定例会におきまして、議会定数 10 人を 8 人にする議会議員の定数を定める条例の改正に議決をいただきました。以降、議会改革検討委員会が常任委員会の設置について 4 回開催し、平成 30 年 7 月 17 日に最終協議を行いました。そして平成 30 年 12 月 10 日の議員協議会を経て、本日の本会議に提出させていただいております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 72 号の説明及び経緯の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 72 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 72 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 72 号『東栄町議会委員会条例の一部改正について』の件は、可決されました。

議長（伊藤芳孝君）

ここでお諮りいたします。日程第 11、議案第 73 号『平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）について』、日程第 12、議案第 74 号『平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について』、日程第 13、議案第 75 号『平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計（第 2 号）について』、日程第 14、議案第 76 号『平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について』、日程第 15、議案第 77 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 4 号）について』以上 6 件の補正予算を一括して議題と致したいと思っておりますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって議案第 73 号から議案第 77 号までを一括議題といたします。5 案件に対する予算内容の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは予算書の方をお願いします。まず一般会計からお願いします。議案第 73 号 平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）について。平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 30 年 12 月 19 日提出、東栄町長 村上孝治。

平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）。平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,837 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,926,194 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正。歳入、18 款繰越金 補正額 3,837 千円。歳入合計 3,837 千円。計 3,926,194 千円。歳出、1 款議会費 236 千円。2 款総務費 1,728 千円。3 款民生費 807 千円。4 款衛生費 47 千円の減。5 款農林水産業費 231 千円。6 款商工費 39 千円。7 款土木費 657 千円。8 款消防費 63 千円。9 款教育費 123 千円。歳出合計 3,837 千円。計 3,926,194 千円。

次に簡易水道特別会計をお願いします。議案第 74 号 平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について。平成 30 年度東栄町簡易指導特別会計補正予算（第 2 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 30 年 12 月 19 日提出、東栄町長 村上孝治。

平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）。平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 34 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 147,782 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金

額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入、6款繰越金 補正額 34千円。歳入合計 34千円。計 147,782千円。歳出、1款総務費 補正額 34千円。歳出合計 34千円。計 147,782千円。

続きまして公共下水道事業特別会計をお願いします。議案第75号 平成30年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について。平成30年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成30年12月19日提出、東栄町長 村上孝治。

平成30年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。平成30年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149,083千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入、5款繰越金 補正額 38千円。歳入合計 38千円、計 149,083千円。歳出、1款下水道事業費 補正額 38千円。歳出合計 38千円。計 149,083千円。

続きまして農業集落排水事業特別会計をお願いします。議案第76号 平成30年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について。平成30年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成30年12月19日提出、東栄町長 村上孝治。

平成30年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。平成30年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ30,871千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入、5款繰越金 補正額 62千円。歳入合計 62千円。計 30,871千円。歳出、1款農業集落排水事業費 補正額 62千円。歳出合計 62千円。計 30,871千円。

続きまして、東栄病院特別会計をお願いします。議案第77号 平成30年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第4号）について。平成30年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算案を別紙のとおり提出するものとする。平成30年12月19日提出、東栄町長 村上孝治。

平成30年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第4号）。第1条、平成30年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出を次のとおり補正する。収入、第1款 補正額 1,316千円、計 787,247千円。支出、第1款病院事業費用 補正額 1,316千円、計 787,247千円。第3条、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。（1）職員給与費 補正額 1,316千円、計 489,944千円。第4条、予算第7条に定めた他会計からの補助金を次のとおり補正する。一般会計負担金 運営費補てん金 補正額 1,316千円、計 308,869千円。

それでは予算説明書により説明させていただきます。今回の補正予算は、人事院勧告に基づく一般職、特別職及び議員の人件費の増額と町営バス東菌目線の修繕及び足込大久名地内の足込川の浚渫工事に伴うものが主なものです。

人件費の給与改定による増額は、一般会計・特別会計を合わせ 524 万 9 千円で、その内訳は給料が 101 万 2 千円、期末手当が 40 万 7 千円、勤勉手当が 163 万 2 千円、宿日直手当が 15 万 1 千円、退職手当が 46 万 8 千円、地域手当が 3 千円、初任給調整手当が 7 千円、共済費が 156 万 9 千円です。その他の人件費は職員の中途退職、育児休業および休職等による減額などで、一般会計・特別会計の人件費は総額で 1 万 7 千円の減額となります。人件費については、個別の説明は省略させていただきます。

次に 2 款 1 項 11 目町営バス運営対策費 11 節修繕料は、東菌目線のエンジンマフラーに不具合が生じたことにより、マフラーを一式交換することとなりましたが、5 号補正予算に間に合わなかったため追加するものです。

7 款 2 項 2 目道路橋梁維持費 15 節町単独事業は、台風 24 号の土砂崩れにより堆積した足込大久名地内の足込川について、県の治山工事が発注されたことにともない、あわせて立木除去及び土砂撤去のために追加するものです。

次に、一般会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計及び農業集落事業特別会計の歳入は全て繰越金、東栄病院事業特別会計の歳入は、一般会計からの繰入金を充てています。

以上で一般・特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（伊藤芳孝君）

各議案に対する説明が終わりました。これより質疑に入ります。議案第 73 号から議案第 77 号までの質疑を一括して行います。「一般会計補正予算」から「東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算」になります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 73 号から議案第 77 号までの質疑を打ち切ります。本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより議案ごとに採決をいたします。はじめに議案第 73 号の件を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 73 号『平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）について』の件は、可決されました。

議長（伊藤芳孝君）

次に、議案第 74 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なし認めます。よって、議案第 74 号『平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について』の件は、可決されました。

議長（伊藤芳孝君）

次に議案第 75 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 75 号『平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について』の件は、可決されました。

議長（伊藤芳孝君）

次に、議案第 76 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 76 号『平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について』の件は、可決されました。

議長（伊藤芳孝君）

次に、議案第 77 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 77 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 4 号）について』の件は、可決されました。

継続審査

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 16、『議会運営委員会の閉会中の継続審査について』の件を議題といたします。議会運営委員長から、次期定例会の会期日程等、議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について、会議規則第 73 条の規定により、「閉会中の継続審査の申し出」があります。ここでお諮りします。委員長から申し出のとおり「閉会中の継続審査」に付することに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに、決しました。

閉 会

議長（伊藤芳孝君）

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。会期中、皆様方のご協力に対しまして

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

すみません、確認ですけども、第 3 回定例会の時に文教福祉委員会の閉会中審査の方の確認をいただいております。3 月 31 日までという期限になっていますので、ここには載ってませんが現在も閉会中審査期間であるということをご確認いただきたいということで、当面中間報告にありましたように、当面のところで議題はありませんけどもそういうような設定になっている点をご確認お願いします。

議長（伊藤芳孝君）

ただいま文教福祉委員長から閉会中審査についての申し出がありましたけど、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、それでは閉会中審査、文教福祉委員長よろしく申し上げます。

議長（伊藤芳孝君）

これもちまして『平成30年第4回東栄町議会定例会』を閉会いたします。